

○厚生労働省令第六十四号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十四条、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の四第一項、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十一条第一項（同法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十九条の二第三項（同法第九十九条の三第二項において準用する場合を含む。）、第一百十二条の二第二項及び第百十五條の二並びに作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第四十九条の二の規定に基づき、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日
厚生労働大臣 武見 敬三

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令
 （水道法施行規則の一部改正）
 第一条 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

（給水装置工事主任技術者の選任）

第二十一条（略）

2（略）

3 指定給水装置工事業業者は、前二項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。

改正前

（給水装置工事主任技術者の選任）

第二十一条（略）

2（略）

3 指定給水装置工事業業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

（傍線部分は改正部分）

最低賃金法施行規則の一部改正
 第二条 最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

（最低賃金審議会の意見の要旨の公示）

第七条 法第十一条第一項（法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。ただし、当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することが困難である場合には、当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

改正前

（最低賃金審議会の意見の要旨の公示）

第七条 法第十一条第一項（法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

（傍線部分は改正部分）

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正
 第三条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

（公示）

第一条の二の二の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（公示）

第一条の二の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

改正前

（公示）

第一条の二の二の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。

（表略）

（公示）

第一条の二の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。

（傍線部分は改正部分）

(公示)
第十九条の二十四の三十一 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。
(表略)

(公示)
第十九条の二十四の四十六 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(表略)

(公示)

第二十五条の三 (略)

2 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(表略)

(公示)

第八十一条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(表略)

(公示)

第九十五条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(表略)

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第四条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(公示)

第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。
(表略)

(表略)

(日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令の一部改正)

第五条 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令(令和二年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(管理者)

2・3 (略) 第十一条 日常生活支援住居施設には、その施設ごとに管理者を置かなければならない。

改正前

(管理者)

2・3 (略) 第十一条 日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。

附則

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

(公示)
第十九条の二十四の三十一 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。
(表略)

(公示)
第十九条の二十四の四十六 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。

(表略)

(公示)

第二十五条の三 (略)

2 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。

(表略)

(公示)

第八十一条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。

(表略)

(公示)

第九十五条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。

(表略)

(傍線部分は改正部分)

改正前

(公示)

第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。
(表略)

(表略)